

令和元年度

決算特別委員会審査報告書

第2回定例会において本委員会に付託された案件は、第81号議案平成30年度大分県病院事業会計決算の認定について、第82号議案平成30年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について、第83号議案平成30年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてである。また、第3回定例会において本委員会に付託された案件は、第95号議案平成30年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について及び第96号議案から第106号議案までの平成30年度各特別会計歳入歳出決算の認定についてである。

委員会は、10月10日から11月11日までの間に7回開催し、会計管理者及び監査委員並びに部局長ほか関係者の出席、説明を求め、予算の執行が適正かつ効果的に行われたか、また、その結果、どのような事業効果がもたらされたか等について慎重に審査した。

以下、決算の概要（利益の処分を含む）及び審査結果について報告する。

1 決算（利益の処分を含む）の概要

（1）平成30年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の概要について

①一般会計

平成30年度の一般会計の歳入決算額は6,199億5,469万9,328円で、前年度に比べ92億9,211万1,663円（1.52%）増加した。歳出決算額は6,031億582万5,352円で、前年度に比べ133億2,010万840円（2.26%）増加した。

この結果、形式収支は168億4,887万3,976円の黒字、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は29億7,300万4,823円の黒字、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は8,637万9,420円の赤字となっている。

収入未済額は21億8,527万149円で、個人県民税など県税の収入未済が9,941万7,107円減少したこと等により、前年度に比べ9,462万4,794円（4.15%）減少している。

不納欠損額は1億3,241万5,368円で、前年度に比べ、使用料及び手数料が529万3,167円減少したこと等により、402万6,002円（2.95%）減少している。

②特別会計

11の特別会計の歳入決算額の合計は2,596億8,202万3,406円で、国民健康保険事業特別会計の新設により、前年度に比べ1,

140億6,993万98円(78.34%)増加し、歳出決算額は2,557億6,097万4,849円で、前年度に比べ1,116億9,782万8,477円(77.53%)増加している。

この結果、形式収支は39億2,104万8,557円の黒字、実質収支は36億9,104万8,557円の黒字、単年度収支は21億4,210万1,621円の黒字となっている。

収入未済額は10億4,099万4,579円で、中小企業設備導入資金等が減少したことにより、前年度に比べ6,955万5,574円(6.26%)減少している。

不納欠損額は6,383万5,977円で、中小企業設備導入資金特別会計の中小企業高度化資金貸付金に係る未償還金の権利放棄等により6,381万9,207円増加している。

(2) 平成30年度大分県病院事業会計決算の概要について

平成30年度の大分県病院事業における収益的収支の決算額は、病院事業収益が170億8,758万5,089円、病院事業費用は165億853万6,932円、資本的収支の決算額は、資本的収入が18億8,550万2千円、資本的支出は27億5,162万5,420円となった。

経営の状況は、経常利益7億8,486万6,070円(金額は消費税及び地方消費税抜き。以下同じ。)で、前年度に比べ4,871万4,068円(5.8%)減少している。これに特別利益1,805万5,477円と特別損失2億6,810万1,929円を加減した当年度純利益は5億3,481万9,618円となり、4年連続の黒字となった。また、これに前年度繰越利益剰余金21億5,389万808円を加算した当年度未処分利益剰余金は26億8,871万426円に増加した。

また、財政状態は、資産合計200億5,578万9,932円、負債合計154億3,996万8,686円、資本金及び剰余金46億1,582万1,246円となっている。

なお、利益の処分は行わず、当年度末未処分利益剰余金26億8,871万426円は、全額繰越利益剰余金に計上する案となっている。

(3) 平成30年度大分県電気事業会計及び大分県工業用水道事業会計決算(利益の処分を含む)の概要について

①電気事業会計

平成30年度の電気事業における収益的収支の決算額は、電気事業収益が22億9,474万3,128円、電気事業費用は28億9,903万4,523円、資本的収支の決算額は、資本的収入が8億5,702万9,492円、資本的支出は17億5,423万6,074円となった。

経営の状況は、経常利益2億2,098万3,039円（金額は消費税及び地方消費税抜き。以下同じ。）で、前年度に比べ3億1,768万2,710円（59.0%）減少している。また特別損失9億2,054万2,477円が発生したため当年度純損失が6億9,955万9,438円となった。また、これにその他未処分利益剰余金変動額5億179万2,838円を加算した（前年度繰越利益剰余金は0円）当年度未処理欠損金は1億9,776万6,600円となった。

また、財政状態は、資産合計194億1,524万498円、負債合計43億9,829万2,918円、資本金及び剰余金150億1,694万7,580円となっている。

なお、欠損金の処理案については、当年度末残高1億9,776万6,600円、利益積立金からの繰入9,019万6,912円及び資本金への組入5億179万2,838円で、繰越欠損金は6億936万2,526円となっている。これは、事業開始以来初めてとなる発電所のリニューアルなどにより一時的に経営成績が悪化したものであり、企業局経営戦略においては、運転再開後の再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）による収入等により、今後利益を確保していく予定である。

②工業用水道事業会計

平成30年度の工業用水道事業における収益的収支の決算額は、工業用水道事業収益が24億3,730万4,735円、工業用水道事業費用は20億3,471万3,009円、資本的収支の決算額は、資本的収入が10億5,013万142円、資本的支出は16億3,738万8,836円となった。

経営の状況は、経常利益4億8,044万4,357円（金額は消費税及び地方消費税抜き。以下同じ。）で、前年度に比べ8,153万8,354円（14.5%）減少している。また特別利益2,556万343円、特別損失1億1,421万4,713円が発生したため当年度純利益が3億9,178万9,987円となった。また、これにその他未処分利益剰余金変動額3億6,240万1,416円を加算した（前年

度繰越利益剰余金は0円) 当年度未処分利益剰余金は7億5,419万1,403円となり、前年度に比べ1億7,867万6,009円(19.2%)の減となった。

また、財政状態は、資産合計241億9,297万9,197円、負債合計65億136万6,468円、資本金及び剰余金176億9,161万2,729円となっている。

なお、未処分利益剰余金7億5,419万1,403円の処分案については、減債積立金への積立2億9,798万5,273円、建設改良積立金への積立9,380万4,714円及び資本金への組入3億6,240万1,416円となっている。

2 審査結果

平成30年度の予算に計上された各般の事務事業は、議決の趣旨に沿って概ね適正な執行が行われており、総じて順調な成果を収めているものと認められる。

審査の結果、第81号議案平成30年度大分県病院事業会計決算の認定については、認定すべきもの、第82号議案平成30年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について並びに第83号議案平成30年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、それぞれ可決及び認定すべきもの、第95号議案から第106号議案までの平成30年度大分県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定については、いずれも認定すべきものと決定した。

なお、本委員会として、今後、特に改善あるいは検討を求める事項について、次の項目にとりまとめたので、令和2年度の予算案に反映させるなど、適時適切な措置を講じられたい。

(1) 財政運営の健全化について

平成30年度普通会計決算では、財政健全化判断比率である将来負担比率が167.4%と前年度に比べ5.4ポイント上昇し、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は94.8%と前年度に比べ0.9ポイント悪化している。

一方、県税の徴収強化等による歳入の確保や事務事業の見直しなどの改革に取り組んだことから、平成30年度末の財政調整用基金残高は、「行財政改革アクションプラン」の目標額を5億2,017万2千円上回る361億2,017万2千円となった。

また、県債残高は1兆269億3,229万1千円と前年度に比べ30億7,025万円(0.3%)減少し、さらに臨時財政対策債を除いた残高は、前年度に比べ66億4,412万7千円減少して6,262

億8,128万円となり、17年連続の減少を果たした。また、実質公債費比率が9.4%と前年度に比べ0.6ポイント減少し、改善している。

しかしながら、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加や県有施設の老朽化への対応など財政環境が厳しくなる中、国は基礎的財政収支の黒字化に向け、「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、歳出改革等に向けた取組の加速・拡大を図っており、今後、地方に対する歳出削減等を求める声が強まることが想定されることから、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の確実な実施に向け、更なる効率的・効果的な行財政運営が求められる。

また、多発する大規模災害などの不測の事態に対応できるよう、財政調整用基金残高の確保などにより、一層の行財政基盤の強化に努める必要がある。

そのため、今後の施策推進に当たっては、各財政指標にも留意しながら、現行の「行財政改革アクションプラン」や令和2年度からスタートする新たな行財政改革の計画に基づき、引き続き、歳入の確保と歳出の削減に努めるなど、健全な財政運営に尽力されたい。

(2) 収入未済の解消について

収入未済の解消については、これまで各機関で早期対応や徴収技術の向上に努めるなど取組の強化が図られている。平成30年度一般会計及び特別会計は、県税及び中小企業設備導入資金等の収入未済額が減少したことにより、32億2,626万4,728円と前年度に比べ1億6,418万368円減少し、9年続けて前年度を下回るなど一定の成果が得られている。

しかしながら、児童措置費負担金など前年度に比べて増加しているものもあり、また、個人県民税を始めとする県税の滞納、貸付金償還金の未収など、収入未済額全体としては、依然として多額にのぼっている。

厳しい財政状況の下、財源の確保及び負担の公平性の観点から、引き続き収入未済額の縮減と新たな未収金の発生防止に努められたい。

なお、県税の徴収に当たっては、差押え等の滞納処分や申請による換価の猶予など、個々の状況に応じた滞納整理により、収入未済額の圧縮・解消に努められたい。

(3) 個別事項について

①大分県ブランド力の向上に向けた情報発信について

県では、大分県のブランド力向上に向け、従来のメディアやWEBに加え、SNSが持つ拡散力や訴求力を活用した情報発信を展開している。

今後は、ラグビーワールドカップなどの経験をいかし、それぞれのメディアが持つ特性を踏まえ、ターゲットに応じた効果的かつ戦略的な広報を展開するなど情報発信の強化を図り、大分県ブランド力の向上に努められたい。

②国民健康保険制度について

平成30年4月から、県が安定的な財政運営や効率的な事業の実施など、国保運営の中心的な役割を担っている。そのため、市町村の事務の効率化・広域化の推進、医療費の適正化などにより制度の安定化に取り組んでいるが、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いなど、構造的な課題を抱えている。

国民皆保険制度の重要な基盤である国民健康保険について、将来にわたって安定的な財政基盤を確立するため、引き続き歳入・歳出両面からの取組に努められたい。

③産業廃棄物処理対策について

平成28年3月に策定された第4次大分県廃棄物処理計画では、最終処分場の整備目標として、平成32年度（令和2年度）において10年分程度の残余容量を確保するとしているが、平成30年3月末時点で約6.1年分と厳しい状況である。

今後は、残余容量の確保に向け、来年度の計画見直しを行う中で、事業者による産業廃棄物の発生抑制やリサイクルを促していくことに加え、産業廃棄物処理に関する住民の不安解消、不信感の除去に向けた取組等に努められたい。

④動物愛護協働推進事業について

本年2月におおいた動物愛護センターが開設されて以来、センターを中核として、適正飼養の普及・啓発や犬・猫の譲渡等の取組を進めているが、依然として、猫の殺処分頭数が減少していない。

県では、市町村とともに猫不妊去勢手術補助事業に取り組んでいるが、一部の市でしか実施されていないため、事業効果が十分に発揮されていない状況にあることから、県内各地に事業の取組と効果を広げていくよう努められたい。

⑤企業立地促進事業について

企業誘致は、雇用の創出、地場企業の技術力向上やビジネスチャンスの増大、税収増など地域経済の活性化に大きく寄与することから、これまでの積極的な取組により、目標を上回る成果をあげてい

る。

しかしながら、豊肥・県南地域への企業進出が弱い状況にあるなど、地域偏在が見られるため、地方創生の観点から特定の地域に偏ることなく、各地に企業を誘致することが大事である。

引き続き地元自治体と情報共有を密にして、地域の特徴をいかした企業誘致に積極的に努められたい。

⑥農福連携について

農福連携については、農家の季節雇用のニーズと社会福祉事業所が取り組む施設外就労での工賃向上ニーズが一致しており、一層の促進が期待される場所であるが、農家にとっては、障がい者が使いやすい休憩所や屋外トイレ等、障がい者の就労に必要な作業環境の整備の負担が大きい。

施設整備に当たっては国の交付金が措置されるが、本県では昨年度まで活用実績がないため、その活用に向け制度の周知を進められたい。

また、障がい者の自信や生きがいの創出につながるよう、農家に対して障がいの特性への理解を進めるとともに、障がい者雇用の促進に努められたい。

⑦身近な生活道路の改善について

地域住民にとって歩道や路肩の改良など生活道路の改善は、毎年多くの要望が地元から上がってくる需要の高い事業であるが、近年、資材単価や労務単価などの上昇、要望の多様化など様々な課題がある。

地元のニーズに応じた迅速で的確な対応を図るなど、今後も地域住民の利便性、安全性の向上に努められたい。

⑧部活動、体育の授業における地域人材の活用について

担当する部活動が専門外であることによる教員の負担感の解消や、武道やダンスの授業における専門的な指導力が課題となっていることから、高いスキルを持った地域人材を外部指導者として活用する取組が進められている。

当該指導者に対しては、学校スタッフとして児童生徒と接するための研修が必須であり、学校長がリーダーシップを執り、体罰防止や安全管理対策を充実させる必要があることから、引き続き、指導者への研修の充実を図るとともに、指導者確保の更なる拡大に努められたい。

⑨小学校における英語教育の充実について

県内への訪日外国人の増加や国際化の進展により、英会話の能力が一層重要となっている。令和2年度からの小学校高学年での英語教科化に備え、令和元年度までに17名の英語教育推進リーダーや357名の推進教員を育成し、また各市町村ではALT（外国語指導助手）を小学校での英語授業にも活用しているが、まだまだ外国人と十分会話できるようになる生きた英語教育とはなっていない現状がある。

各市町村教育委員会と連携を取りながら、県内在住の外国人や民間企業の活用についても検討を行うなど、会話ができる英語教育となるよう取り組まれない。